

東日本大震災の避難者の方々へ

愛知県弁護士会ニュース 2012年1月号

バックナンバーをお送りします。愛知県弁護士会までご連絡下さい。

原発損害賠償の現状について

愛知県弁護士会ニュースで既にご紹介しているとおり、東京電力に対し、原発による損害の賠償を求めていくには、

- ①東京電力への直接請求
- ②原子力損害賠償紛争解決センター(原発ADR)への和解あっせんの申立
- ③訴訟提起

の3つの方法があります。

新聞報道によれば、

①東京電力への直接請求については

個人の賠償請求件数は、平成23年末の時点で約3万400件となっているようです。これは、請求書を送った7万件余りの半分にも及んでいないこととなります。また、請求があったうち、被害者と合意して新たに賠償金を払った件数も1万1400件で、全体の3分の1にとどまっているようです。

②原発ADRへの解決については、

平成24年1月13日現在、申立件数は607件となり、大きく伸びている模様です。(平成23年9月は38件、10月80件、12月260件)。しかし、そのうち、和解で解決できたのは、3件にとまっているとのこと。申立から3ヶ月程度で解決する、という制度目標は達成できていないこととなりますが、これだけの申立があったことからすると、今後次々に解決事案が出てくる可能性もあります。これらの解決例は、今後の原発ADRのみならず、訴訟や東京電力への直接請求の実務にも影響を及ぼすものと考えられますので、引き続きその帰趨が注目されます。

なお、原発の損害賠償請求には、法律的な知識が必要になります。弁護士にご相談下さい。

愛知でも、愛知県弁護士会有志により、弁護団が結成されています。↓

原発事故損害賠償愛知弁護団はご存知ですか？

活動内容： 電話相談、面接相談、東京電力への申請代理、
原子力事故による被害にかかる緊急措置に係る法律(仮払い法)に基づく政府への仮払い申請代理
原子力損害賠償紛争センター(政府ADR)への申立
訴訟提起

依頼費用： **無料**でご相談に応じます。ぜひお気軽にご相談ください。

連絡先：052-968-7535(フナノ森法律事務所)

着し金は**無料**です。

委任時に、実費として1万円をお預かりします。実費は事後に実額精算となります。

未成年の方は実費はお預かりしません。

一世帯での委任の場合には、代表者の実費1万円+お一人増える毎に5000円となります。

訴訟となった場合には、別途、費用を負担していただくこともあります。

●事件終了時の報酬

- ・東京電力に対する直接請求による交渉 東電から支払を受けた賠償額の3%(消費税別)
- ・紛争解決センターによる解決 東電から支払を受けた賠償額の5%(消費税別)
- ・裁判による解決 東電から支払を受けた賠償額の10%(消費税別)

HPご参照下さい！ <http://www.bunanomori-law.com/fukushima/>

「原発事故賠償説明会＋よろず相談会in愛知」が開催されます！

主催 福島原発事故損害賠償愛知弁護団 共催 愛知県被災者支援センター
(原発事故損害賠償説明会については愛知県弁護士会後援)

平成24年1月28日(土)

場所：栄ガスビル

(名古屋市中区栄三丁目15番地33 TEL 052-732-3211)

※駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

【東山線・名城線】「栄」駅下車 サカエチカ6番出口 徒歩5分 【名城線】「矢場町」駅下車 6番出口 徒歩2分

13:00から15:00までは原発事故賠償説明会を、15:00以降は、弁護士による個別相談会を行います。

お役にたつ情報をお知らせできればと思っております。法律相談と構えていただくか、是非いらっしやってください。

借金の問題でお困りではありませんか？

震災から10ヶ月が経過しました。しばらくは借金の支払いを猶予されていたけれど、少し前から請求が来るようになった、という方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

そんな悩みをお持ちの方が、借金を整理して再出発をはかるための制度を簡単にご紹介します。

1 個人版私的整理ガイドライン

東日本大震災の被災者のために整備された制度です。

震災により、住居や勤務先などの生活基盤や事業所、事業設備に影響を受け、その結果、住宅ローン・事業性ローンなどの債務を支払えなくなった方等が利用することができます。

申立後、弁済計画案を作成し、運営委員会が派遣する弁護士ら登録専門家のチェックを受け、その後金融機関が同意すれば、弁済計画に従い資産の処分と債務免除が行われます。この制度には、次のメリットがあります。

- ①破産等の裁判上の手続をしなくても債務免除や減額を求めることができる。
- ②信用情報機関(ブラックリスト)に登録されない。
- ③追加融資を得られる可能性もある。
- ③保証人の状況次第で、保証人も支払猶予を受けることができる。

平成24年1月13日現在、全国で1,336件の個別相談があり、債務整理開始の申出件数は95件となっています。ほか、申出に向けて登録専門家が紹介されて準備中の件数は285件です。

運営委員会の本部及び支部は愛知県にはありませんが、愛知県でも、登録専門家(弁護士)が選任されています。

詳しくは弁護士にご相談下さい。→ 日本弁護士連合会 東日本大震災電話相談(0120-366-556 平日午前10時~午後3時)

2 破産

裁判所に申立をして借金の免除(免責)を得るための制度です。法律で認められた自由財産以外の資産は、お金に換えて債権者に公平に分配することとなります。ただし、借金がギャンブルによってできたものであった場合などには、免責を得られない場合もあります。

3 任意整理

借金の支払額や支払方法を変更してもらうよう、金融機関や貸金業者と交渉していくものです。業者との合意が必要ですので、相手次第というところがあります。裁判所の調停を利用する方法もあります。

4 個人再生

裁判所に申立をして、債務の一部を原則3年間で支払い、残額については免除を受ける手続きです。債務の総額は5000万円以下(税金の滞納を除く)である必要があります。住宅ローンについては、債務の整理とは別に協議して、家・土地を手放さないことができる点がメリットです。

一人で悩まず、弁護士に相談することをお勧めします！

災害弔慰金・支援金・義捐金の取扱

災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金、東日本大震災関連義捐金として支給された金銭は、差押禁止財産となりました。

そのため、たとえば、破産手続においては、これらの支給金は自由財産となり、手元に残すことができるようになります。

ただ、そういった支給金であることがわかるようにしておく必要があります。

詳しくは、弁護士にご相談下さい。



東谷山フルーツパークで梅の花を楽しみませんか？

東谷山フルーツパークは、果物をテーマにしたユニークな農業公園で、豊かな自然に恵まれた東谷山(海拔198.3メートル・名古屋市最高峰の山です)の山麓にあります。

シダレザクラでも有名ですが、早春には、紅・白あわせて200本近い梅が、気品ある花を咲かせて、私達を迎えてくれます。

園内には、果物に関する様々な知識を紹介する「くだもの館」などの施設や、季節のフルーツを味わえるレストランもあります。車で少し走りますと、尾張徳川家の菩提寺である定光寺もありますので、こちらへどうぞ。

名古屋市守山区大字上志段味字東谷2110

TEL 052-736-3344

休園日 毎週月曜日(休日と重なった場合はその直後の平日)

<アクセス>

JR中央本線・愛知環状鉄道

高蔵寺駅下車 南口より南へ徒歩25分

ゆとりーとライン

大曾根発高蔵寺行き 東谷橋バス停下車徒歩15分

名古屋市バス

地下鉄藤が丘「藤が丘」発、及び名鉄小幡駅「小幡」発「東谷山フルーツパーク」行終点下車徒歩13分

車

東名高速道路「春日井IC」より、国道155号線で約20分

東名阪自動車同「松河戸IC」「小幡IC」より県道15号線で約20分

この時期は、駐車場無料です。

自分にあった支援制度をどうやって見つけられるの？

国や地方公共団体は、400を超える様々な支援制度を運営しています。しかし、被災者の方々が自分にあった制度を探し出すのは大変です。

そんな悩みを解決するため、経済産業省は、1月17日から、復旧、復興支援制度データベースを開始しました。

下記アドレスにアクセスして頂けば、個人向け支援制度、事業者向け支援制度、それぞれについて、自由な単語で検索したり、県・市町村で検索することができます。

<http://www.r-assistance.go.jp>

平成24年2月 愛知県弁護士会の出張相談会予定

♣生協生活文化会館(名古屋市千種区本山)
2月8日(水) 10時~12時 要予約

予約先:052-781-6176
予約時間:月曜~土曜 午前10時~午後4時

♣豊橋市民センター(豊橋市松葉町二丁目63)
2月12日(日) 10時~12時 要予約

予約先: 0532-56-5160
予約時間:火曜~日曜 午前9時~午後9時